

(平成 27 年度第 3 回環境影響評価審査会資料)

1	那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書について	
(1)	事業概要	1
(2)	環境影響評価の手続の状況	3
2	伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書について	
(1)	事業概要	5
(2)	環境影響評価の手続の状況	7

那覇空港滑走路増設事業の概要

- 1 事業名** 那覇空港滑走路増設事業
- 2 事業者名** 《埋立事業》 内閣府沖縄総合事務局 局長 河合 正保
《飛行場事業》 国土交通省大阪航空局 局長 蒲生 猛
- 3 事業場所** 那覇空港沖合地先
《埋立事業》 那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
《飛行場事業》 那覇市字大嶺
那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

4 事業目的

那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業をはじめとして、様々な経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である。

那覇空港は、平成23年度時点で、滑走路1本の空港としては国内で2番目に利用度が高く、この状況を国内の主要空港と比較すると、旅客数は5位、貨物取扱量は4位（国際貨物取扱量では3位）である。これに伴い、夏休みや春休みにあたる観光シーズンのピーク時を中心に増便がなされているが、希望する便の予約が取れないなどの状況が生じている。

このため、本事業は、将来の需要に適切に対応するとともに、沖縄県の持続的振興発展に寄与するため、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しうよう、那覇空港の沖合に2本目の滑走路を新設するものである。

5 事業概要

- (1) 種類 国管理空港（空港法第5条。旧第二種空港に該当）
- (2) 事業規模 《埋立事業》 埋立面積：約160 ha
《飛行場事業》 滑走路長：2,700m（幅：60m）
※両事業種ともに法対象事業（第一種事業）
〔対象事業の種類〕
・滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
・公有水面の埋立

6 経緯

(1) 建設位置選定の経緯

ア 沖縄県企画開発部により、那覇空港沖合展開事業、与根漁港の整備事業、また、瀬長島や那覇市の市街化調整区域に係わる開発計画が検討されており、那覇空港周辺地域の環境状況を把握する必要があるとして、「那覇空港周辺地域現況調査」が平成13年度に実施されている。当該調査の中で、那覇空港沖合展開事業については、4案が検討された。

イ その後、沖縄県企画開発部、沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省大阪航空局の3者により那覇空港調査連絡調整会議が設置され、平成17年度よりPI（パブリックインボ

ルブメント)が行われた。

ウ 平成20年に構想段階に係るPIが行われ、現滑走路より1,310m離れた案と、850m離れた案が示された。PIの結果、1,310m離れた案について肯定的な意見が多数を占めたことから、平成21年3月27日の那覇空港構想・施設計画検討協議会において、1,310m案が妥当であるとして、位置が決定された。

(2) 環境影響評価の手続きの経緯

○方法書手続

平成22年 7月29日 方法書の県への送付
12月27日 方法書に対する知事意見

○準備書手続

平成24年 9月27日 準備書の県への送付
平成25年 3月 8日 準備書に対する知事意見

○評価書手続

平成25年 6月26日 評価書を国土交通省、沖縄県、那覇港管理組合へ送付
8月 9日 評価書（飛行場事業）についての国土交通省大臣意見
8月29日 評価書（埋立事業）についての沖縄県知事及び那覇港管理組合管理者意見

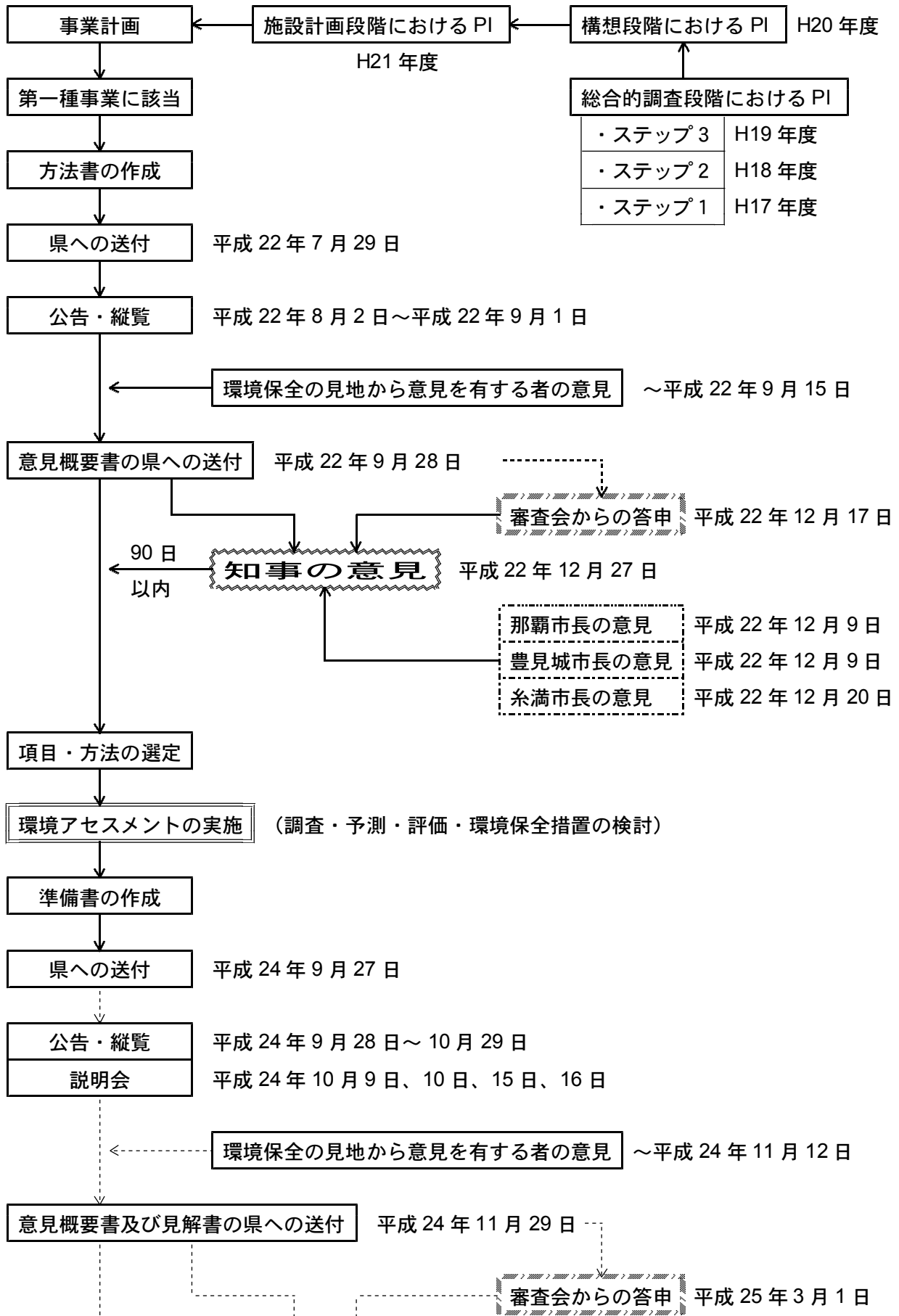
平成25年 9月19日 補正評価書の県への送付
9月20日 補正評価書の公告・縦覧（～10月21日）
平成26年 2月24日 工事着手届出書の送付

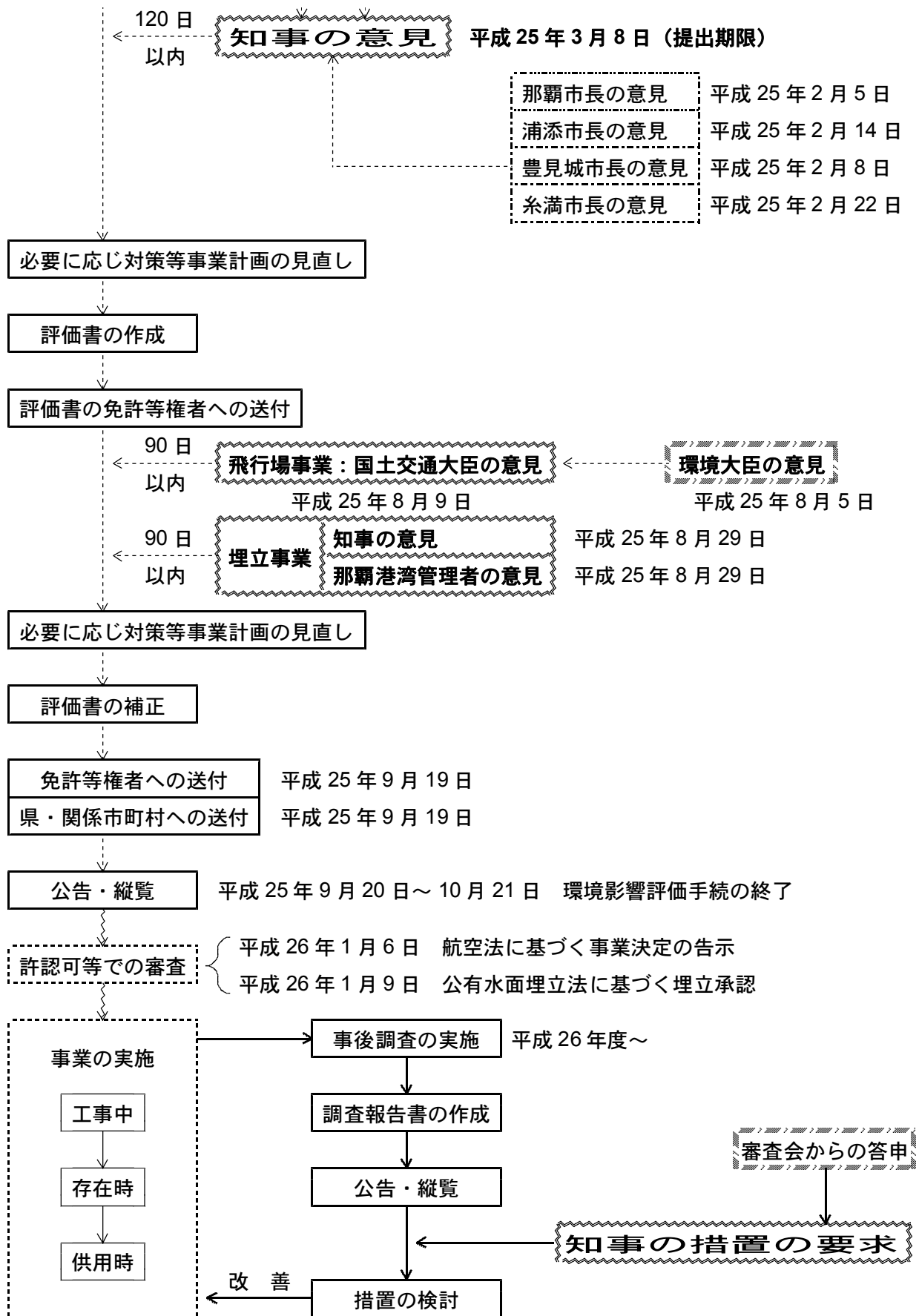
○事後調査報告書手続

【工事中】

平成27年 7月17日 平成26年度事後調査報告書の県への送付
7月30日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
月 日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
月 日 環境保全措置要求の提出

那覇空港滑走路増設事業の環境アセスメントに関する流れ





伊良部大橋橋梁整備事業の概要

- 1 事業名 伊良部大橋橋梁整備事業
- 2 事業者 沖縄県知事 翁長雄志
- 3 事業場所 沖縄県宮古島市

4 事業目的

これまで伊良部島と宮古島間は、定期船が唯一の交通手段であり、伊良部島に総合病院がないことから、緊急患者が発生した場合は、臨時船等で搬送せざるを得ず、搬送時間、方法等の面から人命に関わる問題となっていた。また、台風時及び冬季波浪時には度々欠航するため、日常生活に大きな影響がでるばかりでなく、収穫した新鮮な農水産物も出荷できなくなり、伊良部島民は経済的損失を余儀なくされていた。

伊良部大橋橋梁整備事業は、これらの離島苦を解消し、伊良部島の産業振興はもとより、宮古圏域全体の活性化を図ることを目的として実施された事業である。

(伊良部大橋は平成27年1月31日に供用が開始された)

5 対象事業の種類 道路の新設及び改築の事業

6 事業概要

(1) 海上部及び取付道路部の延長 6,500m

(2) 道路条件

- ア 道路規格 第3種第3級
- イ 設計速度 60 km/h
- ウ 計画交通量 7,800 台/日

7 環境影響評価手続の経緯

○方法書手続

- 平成14年9月24日 環境影響評価方法書の県への送付
- 平成15年1月17日 環境影響評価方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

- 平成15年11月21日 環境影響評価準備書の県への送付
- 平成16年3月31日 環境影響評価準備書に対する知事意見の提出

○評価書手続

- 平成16年4月28日 環境影響評価書の県への送付
- 6月9日 環境影響評価書に対する知事意見の提出
- 6月17日 補正評価書の県への送付

- 平成18年1月19日 工事着手届出書の県への送付
- 2月1日 工事着手

○事後調査報告書手続

- 平成19年7月26日 平成18年度事後調査報告書の県への送付
- 9月19日 環境の保全についての措置の要求

平成20年 7月28日 9月29日	平成19年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成21年 7月30日 9月25日	平成20年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成22年 7月29日 9月29日	平成21年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成23年 7月28日 10月7日	平成22年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成24年 7月30日 10月10日	平成23年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成25年 7月26日 10月22日	平成24年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成26年 7月28日 11月11日	平成25年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求
平成27年 1月31日 7月24日	伊良部大橋の供用開始 平成26年度事後調査報告書の県への送付

伊良部大橋橋梁整備事業の環境アセスメントに関する流れ

